

清須市都市計画マスタープランに係るパブリック・コメントの実施結果

1 実施期間

令和6年10月1日（火）から10月30日（水）まで《30日間》

2 意見提出通数

意見提出通数（総数）	提出方法				
	窓口	投函箱	郵送	ファクシミリ	電子メール
3	0	1	0	0	2

3 意見の内容と意見に対する市の対応（提出意見については原文のとおり転記しております）

意見	意見に対する見解
現在県道名古屋一宮線の枇杷島橋掛け替え工事が進展しているが2031年には4車線が共用される。このインパクトはかなり大きいと推察する。現状でも名古屋と一宮からの市民生活での流入流出（平均世帯マイカー所有率）は大でこの道路が渋滞解消されれば市の大動脈となるからこのインパクトをどう活かすかの考察が不十分である。	現在実施中の枇杷島橋改築工事及び枇杷島陸橋改築工事については、2030年（令和12年）に1期線（2車線）へ交通切り替えを予定しており、2期線（4車線）への切り替えはそれ以降となりますが、具体的な時期については未定となっています。なお、1期線の構築には6年以上を要する計画となっていることから、ご意見の内容については、各工事の進捗状況を注視し、次期計画策定時に考慮していきたいと考えております。
南西部の旧新川地区は4旧町で人口減少が進む地区であり拠点駅と指定された須ヶ口駅周辺でも空家が目立っている。東海豪雨では深刻な被害も出ており20年経てもその対策は進んでいない現状です。今回提案されている「柔らかな区画整理」を具体化するモデル地区として市民協働で進められないかと考える次第である。	空き家対策は市としても課題であると考えており、清須市空き家等対策計画をもとに対策を講じております。 また、雨水対策についても、東海豪雨による被災以後、庄内川、新川及び五条川の各河川堤防や雨水貯留施設、ポンプ場の整備等が一層進められています。 須ヶ口駅周辺においては、駅に近接する箇所で過去に土地区画整理事業が実施されております。未施行となっている箇所については、建物が古くから建ち並ぶ旧美濃街道沿いやその周辺地域であり、事業の施行には膨大な事業費等が必要となることから、事業化に至っておりません。現時点では施行予定はありませんが、地元の機運等に注視してまいります。
「柔らかな区画整理」手法は具体的にどう進めるか、市行政と市民有志がどのように関わるか等を是非まず市側から先進事例を紹介して欲しい。南東部でも阿原地区や美濃路（西枇杷地区）周辺の旧住宅地では狭隘な道路が通学路になっており災害対策上課題である。	土地区画整理事業を実施する際は、市民の有志から行政へ事業化の要望等があり、市の施策に合致すると判断された場合、事業化に向けた検討を行っていく方法が一般的な流れです。 その際、市と市民は計画や道路配置の検討、合意形成の場において密接に連携し、事業化に向けた打ち合わせ等を進めていく事になります。柔らかな区画整理は前述のとおり市民と行政が連携しながら、事業目的や地域の実情に応じた区域設定、事業計画を策定し事業を実施するものとなります。 現在施行中の清洲駅前土地区画整理事業は地形地物及び字界を基本に区域設定しつつ、必要に応じて筆界で設定するなど、柔軟な施行区域により事業を実施しております。 ご意見のとおり狭隘な道路は災害対策上の課題であると認識しておりますが、解消には地権者の事業協力が必要となります。解消に向けた取り組みについては、土地区画整理事業に限らず検討していきたいと考えております。
拠点駅と指定されているJR枇杷島、名鉄新清洲、JR清洲の駅前開発は区画整理が進展しているが現状これで済みますのかと疑問を持っています。現在の駅前は確かに周辺市民の送迎には役立っているが駅周辺の賑わいは殆ど進展していない。駅は通勤通学で通過するだけで一寸寄り道という市民の憩いの場にはなっていない現状である。都市計画課と産業振興課及び市民と企業商工会の一体的な場作りが必須である。	JR枇杷島駅については、土地区画整理事業が平成18年度に完了し、都市基盤が整備された状況となっています。ご意見のとおり駅周辺における賑わいは、市としても不足していると感じています。令和5年度には土地利用のさらなる進展を図るべく、地権者に対し土地利用に関するヒアリングを行うとともに、説明会の実施や周辺地権者への事前周知などを行い、用途地域を商業地域へと緩和いたしました。それ以降、関係課と連携し、賑わいの実現に向け調整を実施しています。 また、名鉄新清洲駅北地区及びJR清洲駅周辺地区について

	も、土地利用の進展に先立ち、今後の土地利用の高度化が図られるよう用途地域の変更を行いました。これらの地区についても、駅周辺の発展につながるよう、地権者や土地区画整理組合、関係課等と連携してまいりたいと考えております。
3 河川はあるのに水辺空間は防災上の施策か樹木伐採が進んでいる。農地も工業用地や住宅用地（ミニ開発が主）に転用が進み緑地減少が深刻である。庄内川流域以外に拠点緑地指定をすべきである。	庄内川流域以外においても、五条川春日緑地など都市計画上の緑地指定がなされておりますが、市内における緑地の維持は課題となっております。令和 6 年 12 月に都市緑地法運用指針が改正され、緑の基本計画に位置付ける取組や指標等が新たに国土交通省より示されました。ご意見の内容については、上記と併せ今後緑の基本計画の改定時に検討していきたいと考えております。
市の幹線道路には自転車道（ペイント表示）を設置しあしがるバスに頼らない市民の日常の足を普及すべきではないか。自転車サイクリングは健康維持にも役立つ（各拠点駅の駐輪場整備の副次効果）はず	自転車通行空間の整備は、市内において新たに街路整備する際、必要な幅員が確保できる場合には、自転車通行帯の設置を設計に考慮しております。 既設の路線に対する整備については、必要性を精査した上で関係部局と調整を図りながら検討していきたいと考えます。
旧西枇杷庁舎の建て替えに対しての意見です。室内運動施設、貸出会合施設、飲食店など作っていただきたいです。障害者、子育て中の方、健常の方が一つに集まる場所として障害者雇用の場所として喫茶店があるといいなと思います。室内運動施設は避難所にもなるし西枇杷島を盛り上げるイベントの場所にもなると考えています。よろしくお願いします。	現在、施設機能を廃止している旧西枇杷島庁舎については、大規模地震に対する耐震性が確保されていないため、隣接する西枇杷島会館が令和 7 年 9 月をもって機能を停止する予定であることから、その後の一体的な跡地利用について関係課において検討を行っています。市域全体における公共施設の適正配置の観点のほか、地域の皆さまからいただくご意見等も参考にしながら、引き続き検討を進めてまいります。
今回の第 3 次総合計画は令和 7 年（2025 年）から令和 16 年（2016 年）までの清須市の“すがた”が展望されています。 まず計画を読んで思ったのが、別冊の「都市計画マスタープラン」と同様にほとんど旧清洲町地区中心で、他の旧西枇杷島町、新川町、春日町各地域のことが少ししか書かれてなく、例えば名鉄二ツ杵駅周辺、須ヶ口駅周辺、J R 枇杷島駅周辺、J R 清須駅周辺がどうなっていくのか、全くわかりません。 人口の流れがグラフにしてありますが、結局 20 年後は合併前にもどるだけなのではないでしょうか。 清須市の人口が増加しないのは基本的には土地価格そのものがあげられると思います。 観光面では清洲城があるにもかかわらず、外国人など専任ガイドがいない、客さんの食事をする所も、土産も十分ととのってはいない。大形バスの駐車場もないでは本気の観光とはいえないのでは。	各地区のまちづくりに関する方針は地域別構想において記載しております。例に挙げられている清洲駅は北部地域の地域別構想、須ヶ口駅、枇杷島駅については、南部地域の地域別構想に記載しております。また、二ツ杵駅周辺は一般住居地区及び住工複合地区として位置付けられており、各地区に対する土地利用の方針を記載しております。これら方針に基づき、地域の特性に応じた適切な土地利用を推進してまいります。